

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)の基本認識

当社では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライ

アンス(法令等遵守)を重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法務・コンプライアンス規程」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

配付等により、徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内報やDVD、社内LANを活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

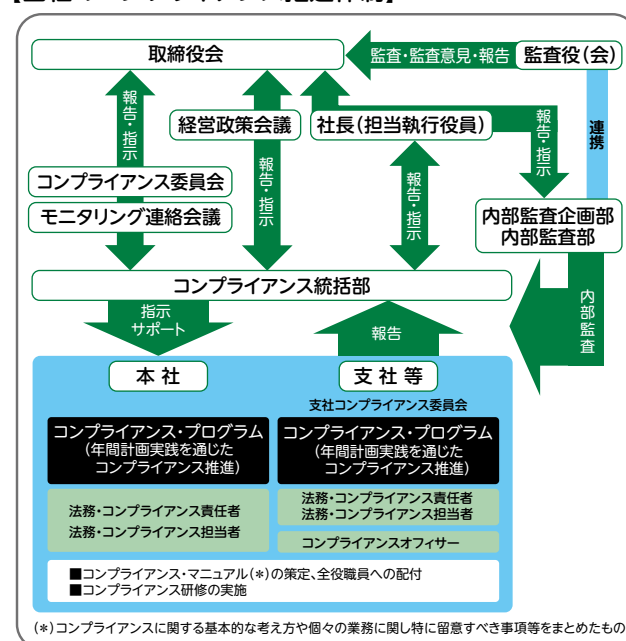
当社では、全社コンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また本社および全国の支社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法務・コンプライアンス状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス・プログラムを策定し、年間計画を通じたコンプライアンス推進に努めております。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律・自浄機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っております。

【当社のコンプライアンス推進体制】



<勧誘方針>

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しております。
<http://www.sumitomolife.co.jp/promise/index.html>

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

1. 重要事項の説明とコンサルティング

お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり一定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。

特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。

2. 訪問などでの心がけ

お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。

3. 教育・研鑽

お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていただきます。

4. お客さま情報の保護

お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに則り、安全・適切に管理するための措置を講じます。

5. お客さまの声への対応

お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にする会社を目指してまいります。

内部監査体制

当社では、会社業務の健全かつ適切な運営の確保およびお客さまからの信頼確保に資するよう、他の組織とは独立した内部監査部門として内部監査企画部および内部監査部を設置し、コンプライアンスの推進状況、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査を実施しています。

内部監査は、子会社等を含むすべての組織と業務を対象とし、組織や業務に付随するリスクを評価したうえで、内部監査計画を策定しております。

本社部門に対しては、保険引受リスクや資産運用リスク等の各リスク管理態勢や保険金等の支払管理態勢、コンプライアンスへの取り組み等についてその適切性や有効性を検証するとともに、事務管理・システム管理・お客さま情報管理等の状況を確認しております。

また、保険営業・保険事務の拠点である支社並びに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンス

の状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査部門は、内部監査結果を社長、経営政策会議および取締役会に定期的に報告し、指示を受ける体制としています。また、内部監査で明らかになった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や改善策の提言を行うことでその解決を図り、内部管理態勢の水準向上に努めています。

また、監査役、会計監査人、コンプライアンス統括部やリスク管理部署等との定期的な情報交換や意見交換を実施しているほか、会社各組織からの資料取寄せやヒアリング等の実施によるオフサイトモニタリング体制を構築するなど、内部監査態勢の充実・強化に向けた取り組みを行っています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」および「保険業法に定める内部統制システムの整備に関する決定（内部統制システムの基本方針）」のなかで、反社会的勢力を排除するための基本方針として「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿

勢で組織的に対応すること」を定めています。その上で、反社会的勢力との関係を遮断するための細目を「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力対策委員会規程」に定めています。

反社会的勢力への対応について

当社では、「反社会的勢力対策規程」に基づいて、反社会的勢力への対応について全社的に統括する部署を定め、具体策の策定、情報管理および役職員への教育・啓発などを行っています。また、統括部署が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

反社会的勢力対策委員会について

当社では、「反社会的勢力対策委員会規程」に基づいて、反社会的勢力対策委員会を年2回開催しています。同委員会では、基本方針案の策定ならびに介入・関与状況および関係遮断の状況を確認しており、介入や関与が確認された場合は、具体的な対応策を検討したり、改善策を提案するなど、同勢力に対して組織的に対応する態勢を整えています。

【当社の反社会的勢力対応態勢】

